監理団体の許可有効期間更新申請手続

１．監理団体の許可有効期間

監理団体の許可の有効期間は、事業区分ごとに定められています。有効期間満了後も引き続き監理事業を継続する場合は、有効期間の更新手続きが必要です。

事業区分	許可の有効期間	
	初回	更新後
特定監理事業	３年	５年又は３年（※）
一般監理事業	５年	７年又は５年（※）

※　前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けている場合

２．申請書・必要書類等について

申請先	申請は、監理団体の住所（所在地）に関わらず、機構の本部事務所において受け付けます。地方事務所では受け付けていませんのでご注意願います。 機構本部事務所の連絡先は次のとおりです。 〒108-0022　東京都港区海岸3－9－15 LOOP－X３階 外国人技能実習機構本部事務所　技能実習部　審査課 電話：０３－６７１２－１９２３
申請方法	郵送のほか、申請者が本部事務所に来所して行うこともできます。 郵送の場合、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行いかつ「信書」を送ることができる方式）での送付をお願いします。
申請書	機構のホームページからダウンロードできます（片面印刷でお願いします。ホッチキス・クリップ不要です。）。
必要書類	有効期間更新申請１件につき、申請書（正本１通及びその写し２通）及び添付書類（正本１通及びその写し１通）が必要となります。 各申請における必要書類については、**次の提出書類一覧・確認表**をご覧になり、片面印刷で、記載例を参照してご用意ください。 ※ 提出された書類は返却できません。 ※ 申請書を提出する前に必ず提出書類一覧・確認表により不足書類がないか確認願います。

監理団体の許可有効期間更新申請手続

監理団体許可有効期間更新関係申請に係る提出書類一覧・確認表

R5.11.1

- 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に〇を付けてください。）の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
  なお、書類は、①正本（申請書、添付書類）１通、②副本（申請書、添付書類）１通、③副本（申請書）１通の順に並べ、ホッチキスやクリップ等で綴じたり付箋等で見出しを付けずに提出してください。

- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
  ◎：　監理事業所ごとに提出が必要なもの
  〇：　必ず提出が必要なもの
  △：　過去５年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの

- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるものです。「省令様式」についてはＨＰに掲載している最新の様式を使用してください。

- 監理団体許可の有効期間更新許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の提出を求めることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

- 役員、監理責任者、送出機関、取扱職種の変更及び監理団体（事業所）の名称・住所変更については別途変更届出書（変更届出書及び許可証書換申請書）の提出をお願いします（本申請での変更申請（届出）はできません）。

- 記載条件のある場合を除き、原則として空欄は作らず、対象がなければ「なし」等と記載して下さい。

- 提出された書類は原則返却しません。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄 〇をつける	
①	監理団体許可有効期間更新関係書類一覧・確認表（本表）	本表	〇	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一番上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第１１号	〇		有	無
③	監理事業計画書	省令様式第１２号	◎	・監理事業所が複数ある場合は、監理事業所毎に作成してください。	有	無
④	申請者の概要書	参考様式第２－１号	〇	・ホームページがある場合は、全ページを印刷し、申請書に添付してください。	有	無
⑤	通訳人との契約書の写し		◎	・申請者の概要書に記載した通訳についての雇用契約書又は業務委託契約書の写し、通訳人が外国人の場合は在留カードの写し（表裏両面）を添付してください。	有	無
⑥	組合員・会員等の一覧表		〇	・貴団体に所属する組合員・会員等の「名称」「代表者名」「所在地」「電話番号」「業種」「常勤職員数」「技能実習生受入予定の有無」「実習予定先の事業場名称及び住所」「１年間の１号生受入予定人数」「予定する取扱職種」を記載したものとなります（様式任意）。	有	無
⑦	登記事項証明書		△	・履歴事項全部証明書となります。	有	無
⑧	定款又は寄付行為の写し		△	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第29条第1項第9号適用の場合（②監理団体許可有効期間更新申請書の記１⑧が「その他」の場合）は提出が必要です。	有	無
⑨	船員職業安定法第３４条第１項の許可証の写し		△	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限ります。	有	無

監理団体の許可有効期間更新申請手続

⑩	直近２事業年度の貸借対照表の写し		○	・新規許可時に、債務超過の解消が許可条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。 ・新規許可時には債務超過でなかった団体が、有効期間更新申請時の直近の財務諸表で債務超過となっている場合は、「申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合」に限り、許可更新を行います。	有	無
⑪	直近２事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○		有	無
⑫	直近２事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・別表１を提出してください。 ・確定申告書は税務署で受け付けたことが分かるものに限ります。 ・電子申告・納税システムを利用した場合は、e-Taxからの受信完了メール（タイトルが「受信通知」となっているもの）を添付してください。	有	無
⑬	直近２事業年度の法人税の納税証明書		○	・管轄税務署で取得できる国税の納税証明書（「その２」所得金額の証明）を提出してください。	有	無
⑭	預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類		○	・預金通帳の①表紙、②団体名・口座番号・口座種別（普通・当座）・金融機関名・支店名等が分かるページ、③取引内容が分かるページ（直近３か月分）を提出してください。 ・事業所の賃料支払い等を伺うことがあります。 ・監理団体の適正な運営や不審な取引がないかを確認するため、黒塗りなどのマスキングは施さないでください。 ・監理責任者への給与等支払いを確認するため、直近３ヶ月以上の給与等明細又は賃金台帳を添付してください。	有	無
⑮	個人情報の適正管理に関する規程の写し		△	・機構HPの様式に規程例（別紙⑥）を掲載しておりますので、参考にしてください。	有	無
⑯	監理団体の組織体系図		△	・個人情報を取り扱う部署を明示してください。	有	無
⑰	監理団体の業務の運営に係る規程の写し（監理費表含む。）及び規程がインターネットで公表されていることが分かる資料		△	・機構HPの様式に規程例（別紙⑤）を掲載しておりますので、参考にしてください。 ・講習手当や外国の送出機関へ支払う費用は、取次に関する契約書（協定書）に定める金額と合致しなければなりません。 ・監理費（技能実習生1人当たり）は1年間の金額を記載してください。 ・監理費表は規程を提出する場合には必ず添付してください。なお、機構ＨＰに様式を掲載しておりますのでご活用ください。 ・規程がインターネットで公表されていることが分かるウェブサイトの写し等を提出して下さい。	有	無
⑱	申請者の誓約書	参考様式第２－２号	○	・漁業協同組合の場合は、漁船漁業参考様式第4号（掲載場所：機構HPトップページ→様式→特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（介護職種他）→申請者の誓約書（漁船漁業参考様式第4号））についても提出して下さい。	有	無

監理団体の許可有効期間更新申請手続

⑲	申請者の役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、役所から交付されたものを提出してください） ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 １　法定代理人が個人の場合 　　法定代理人の住民票の写し ２　法定代理人が法人の場合 　　法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		○	・以下の内容ものを全員分提出してください。 　・マイナンバーの記載のないもの。 　・日本人の場合は、本籍の記載のあるもの。 　・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 　・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日が申請日から３月以内のものを提出してください。 ・公益財団法人の場合、評議員の住民票の提出は不要です。	有	無
⑳	監理責任者の住民票の写し		○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・内容は番号㉑と同様です。	有	無
㉑	健康保険等の被保険者証の写し （監理責任者の常勤性が分かるもの）		○	・貴団体での加入状況が分かる健康保険等の被保険者証の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得届の写しなど ※健康保険の被保険者証の写しは「記号・番号・保険者番号」について、黒マジック等でマスキングをして見えないようにして提出してください。 ・監理責任者が役員の場合、直近３ヶ月以上の出勤簿等勤務状況が分かる資料も添付してください。	有	無
㉒	監理責任者の履歴書	参考様式第２－４号	○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・記９「学歴・職歴」については、監理団体に入職した年月も記載してください。また、以前の勤務先等の退職日も記載してください。	有	無
㉓	実習実施者名簿（監理責任者用）	機構様式	○	・受入れ実績の有無に関わらず提出してください。	有	無
㉔	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・許可更新期限から過去3年以内に受講したものを提出して下さい（監理責任者等講習は３年ごとに受講しなければなりません。）。	有	無
㉕	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－５号	○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・「事業所の名称及び所在地」に事業所の名称の記載漏れが多いため、ご注意ください。	有	無
㉖	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し		○	・許可更新期限から過去3年以内に受講したものを提出して下さい（監理責任者等講習は３年ごとに受講しなければなりません。）。 ・外部監査人及び指定外部役員に必要な講習は、監理責任者等講習です。	有	無
㉗	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－７号	○		有	無
㉘	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－８号	○	・外部監査の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無
㉙	外国の送出機関の概要書	参考様式第２－９号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
㉚	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
㉛	外国の送出機関の誓約書	参考様式第２－１１号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
㉜	外国の送出機関の推薦状	参考様式第２－１２号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無

監理団体の許可有効期間更新申請手続

㉝	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第２－１０号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
㉞	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第２－１３号	△	・取扱職種の全てについて作成指導者の履歴書を提出してください。 ・記⑧には、監理団体に入職した年月も記載してください。また、以前の勤務先等の退職日も記載してください。 ・記⑩には、各取扱職種について、会社名・職種・経験機関・合計年数を記載してください。 ・記⑪には、旧制度下で技能実習計画の作成経験について、監理団体名・職種・作成した年月、会社名、件数を記載してください。なお、「実習監理に携わった」、「技能実習計画の作成を手伝った」等は認められません。 ・技能実習計画作成指導者が職員の場合、雇用契約書又は雇用条件通知書の写しを添付してください。役員の場合は不要です。	有	無
㉟	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第２－１４号	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
㊱	講習受講者名簿	参考様式第２－１４号 別紙１	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ・該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊲	受検技能実習生名簿	参考様式第２－１４号 別紙２（旧制度・現行制度）	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
㊳	やむを得ない不受検者名簿	参考様式第２－１４号 別紙３（旧制度・現行制度）	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ※該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊴	実習先変更による受入れ技能実習生名簿	参考様式第２－１４号 別紙４	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ・対象が複数人いる場合は提出が必要です。 ※該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊵	実習先変更支援ポータルサイトへ登録した実習実施者の登録画面の写し		○（当該項目を加点対象とする場合）	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ※該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊶	入国後講習時の宿泊施設に係る平面図、賃貸借契約書及び個室の写真		○（当該項目を加点対象とする場合）	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ※該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊷-1	実習時の宿泊施設について監理団体が確保している物件（実習生のみが利用する個室があるものに限る）を実習中の実習生に貸与した際の賃貸借契約書、平面図		○（当該項目を加点対象とする場合）	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ・㊹㊷については1～3のうちどれか１つを提出してください。 ※該当がない場合は提出の必要はありません。	有	無
㊷-2	実習時の宿泊施設について、実習生又は実習実施者からの相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借り上げに至った場合に限る）した際の相談記録、当該物件の平面図及び賃貸借契約書		○（当該項目を加点対象とする場合）		有	無
㊷-3	実習生が自らの意思で住居を選び自ら賃貸借契約を結んだ際の連帯保証人又は家賃債務保証業者が確認できる賃貸借契約書		○（当該項目を加点対象とする場合）		有	無
㊸	直近の監理団体許可条件通知書の写し		○	・直近の許可条件を確認するため、全ての監理事業所について写し（コピー）を提出してください。	有	無

監理団体の許可有効期間更新申請手続

★	委任状	サンプルを機構HPに掲載		・申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）１枚	長形３号封筒 ※84円切手を貼付	○	・機構窓口で申請手続を行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。 ・郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受理票を送付しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に８４円分の切手を貼付してください。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）１枚	レターパック（赤） （又は角形２号封筒 ※490円分の切手を貼付）	○	・申請結果の通知を郵送で希望する場合に提出してください。 ・郵便事故防止等のため、レターパック（赤）を提出してください（490円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付した角形２号封筒でも可です）。 ・レターパック（赤）又は角形２号封筒には、送付先（申請者、担当者等）を明記してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。	有	無
☆	申請手数料（収入印紙）		○	・申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を②監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書（正本）の1枚目の左上に貼付して納付してください。 基本額　1件につき　900円 加算額　監理事業所が２以上の場合 900円×（事業所数－1）	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	調査手数料払込申告書（台紙）（機構HPに掲載）	○	・ネットバンキングでの振込みは認められないため、ご注意ください。 ・申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。 基本額　１件につき　17,100円 加算額　監理事業所が２以上の場合 17,100円×（事業所数－1） 【監理団体の有効期間更新許可手数料専用振込先】 金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（ﾄｳｷｮｳｺｳﾑﾌﾞ） 店番号：096 口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（ｶﾞｲｺｸｼﾞﾝｷﾞﾉｳｼﾞｯｼｭｳｷｺｳ） 口座種別：普通預金	有	無

監理団体の許可有効期間更新申請手続

３．申請手数料・調査手数料について

有効期間更新申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料は、後になって申請を取り下げたとしても**還付されません**ので留意願います。

申請手数料・調査手数料の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
（１）申請手数料	900円×（全監理事業所数）	国（主務省庁）	収入印紙
（２）調査手数料	17,100円×（全監理事業所数）	機　構	口座振込

※登録免許税は不要ですのでご注意下さい。

（１）申請手数料について

申請手数料は、

☆　**申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付**

してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印します。申請後に取下げ等を行ったとしても、**還付されません**ので、ご注意願います。

※収入印紙は郵便局や法務局等で購入することが出来ます。

監理団体の許可有効期間更新申請手続

（収入印紙貼付イメージ）
※監理事業所が１つの場合は赤丸の位置に９００円分の収入印紙を添付してください。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第 1 項関係）　（日本工業規格Ａ列４）
第 1 面

※　許可番号	
※　許可・更新年月日	

収入印紙
（消印してはならない。）

監　理　団　体　　許　可　申　請　書

監理団体　許可有効期間更新申請書

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者　　㊞

監理団体の許可有効期間更新申請手続

３．申請手数料・調査手数料について（つづき）

（２）調査手数料

調査手数料は、

☆　申請前に指定の銀行口座（三井住友銀行）への振込み

により、納付していただくことになります。

ア　納付に必要な書類

専用の振込用紙（別紙）により、金融機関で振り込んでください。この振込用紙を使用して三井住友銀行窓口で振り込んだ場合は、振込手数料は不要です。

（※）ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行の振込用紙等により振り込んでください。

（※）振込用紙の郵送を希望する場合には、往信用封筒に「専用振込用紙請求（〇枚）」と記載して、返信用封筒（宛名を記入・切手を貼付）を同封の上、機構本部（１頁の申請先と同）宛てお送りください。

なお、この振込用紙で三井住友銀行以外の金融機関から振り込む場合や、ATMや各金融機関の振込用紙によって振り込む場合に発生する振込手数料は、各申請者の負担になります。

手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）は、振込をした事実を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。

【監理団体の調査手数料専用振込先】金融機関：三井住友銀行　　支店名：東京公務部（ﾄｳｷｮｳｺｳﾑﾌﾞ）　店番号：０９６　預金種目：普通預金　口座番号：０１７６８０９　口座名義：外国人技能実習機構（ｶﾞｲｺｸｼﾞｿｷﾞﾉｳｼﾞｯｼｭｳｷｺｳ）

専用の振込用紙で振り込む際には、

- 振込人の名義と申請者の名義が一致すること
- 払込証明書に振込人の名義が記載されていること

を確認の上、振り込んでいただくようお願いいたします。

金額には十分に注意して納付してください。

イ　受領書等の提出

☆　手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）を「調査手数料払込申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出してください。

監理団体の許可有効期間更新申請手続

3．申請手数料・調査手数料について（つづき）

（別紙：調査手数料の専用振込用紙）

金融機関での調査手数料振り込み後、赤枠の払込証明書（申請用）を調査手数料払込申告書に添付してください。

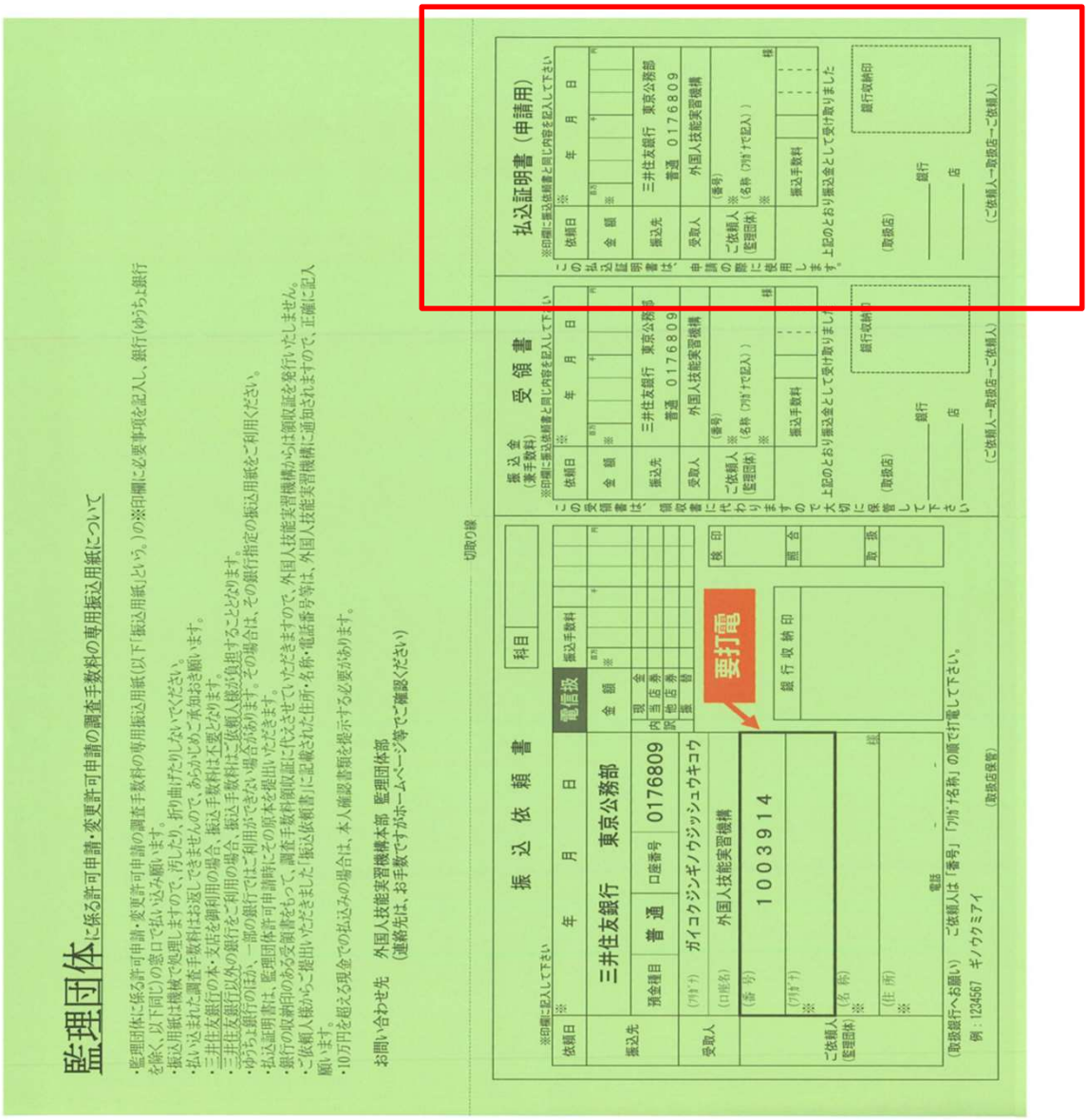

監理団体に係る許可申請・変更許可申請の調査手数料の専用振込用紙について

・監理団体に係る許可申請・変更許可申請の調査手数料の専用振込用紙(以下「振込用紙」という。)の※印欄に必要事項を記入し、銀行(ゆうち銀行を除く、以下同じ)の窓口で払い込み願います。
・振込用紙は機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
・払い込まれた調査手数料はお返しできませんので、あらかじめご承知お願いします。
・三井住友銀行の本・支店を御利用の場合、振込手数料は不要となります。
・三井住友銀行以外の銀行をご利用の場合、振込手数料はご依頼人様が負担することとなります。
・ゆうち銀行の口座からの振込は、一部の銀行では利用ができない場合があります。その場合は、その銀行指定の振込用紙をご利用ください。
・払込証明書は、監理団体許可申請時にその原本を提出いただきます。
・銀行の収納印のある受領書をもって、調査手数料収証に代えさせていただきますので、外国人技能実習機構からは領収証を発行いたしません。
・ご依頼人様からご提出いただきました振込依頼書に記載された住所・名称・電話番号等は、外国人技能実習機構に通知されますので、正確に記入願います。
・10万円を超える現金での払込みの場合は、本人確認書類を提示する必要があります。

お問い合わせ先　外国人技能実習機構本部　監理団体部
（連絡先は、お手数ですがホームページ等でご確認ください）

切取り線

振込依頼書

※印欄に記入してください

依頼日	※　年　月　日	電信扱	振込手数料
振込先	三井住友銀行　東京公務部	金額	※ 千 百 十 万 千 百 十 円
	預金種目　普通　口座番号　0176809		現金 / 内訳 当店店券 / 他店店券 / 振替
受取人	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ｶﾞｲｺｸｼﾞﾝｷﾉｳｼﾞｯｼｭｳｷｺｳ		
	(口座名)　外国人技能実習機構		
	(番号)　1003914		
ご依頼人（監理団体）	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　※		
	(名称)　※		
	(住所)　※		
	電話　- -		

要打電

銀行収納印

検印　照合　取番

（取扱銀行へお願い）　ご依頼人は「番号」「ﾌﾘｶﾞﾅ名称」の順で打電して下さい。
例：1234567　ｷﾞﾉｳｸﾐｱｲ　（取扱店長殿）

振込金（兼手数料）受領書

※印欄に振込依頼書と同じ内容を記入してください

依頼日	※　年　月　日		
金額	※ 千 百 十 万 千 百 十 円		
振込先	三井住友銀行　東京公務部		
	普通　0176809		
受取人	外国人技能実習機構		
ご依頼人（監理団体）	（番号）※		
	（名称（ﾌﾘｶﾞﾅで記入））※		様
	振込手数料		

この受領書は、領収書に代わりますので大切に保管して下さい

上記のとおり振込金として受け取りました

銀行収納印

（取扱店）　銀行　店

（ご依頼人→取扱店→ご依頼人）

払込証明書（申請用）

※印欄に振込依頼書と同じ内容を記入してください

依頼日	※　年　月　日		
金額	※ 千 百 十 万 千 百 十 円		
振込先	三井住友銀行　東京公務部		
	普通　0176809		
受取人	外国人技能実習機構		
ご依頼人（監理団体）	（番号）※		
	（名称（ﾌﾘｶﾞﾅで記入））※		様
	振込手数料		

この払込証明書は、申請の際に使用します。

上記のとおり振込金として受け取りました

銀行収納印

（取扱店）　銀行　店

（ご依頼人→取扱店→ご依頼人）

監理団体の許可有効期間更新申請手続

３．申請手数料・調査手数料について（つづき）

（調査手数料払込申告書）
　払込証明書（申請用）の他に作成日、金額、申請区分等を記入の上提出して下さい。

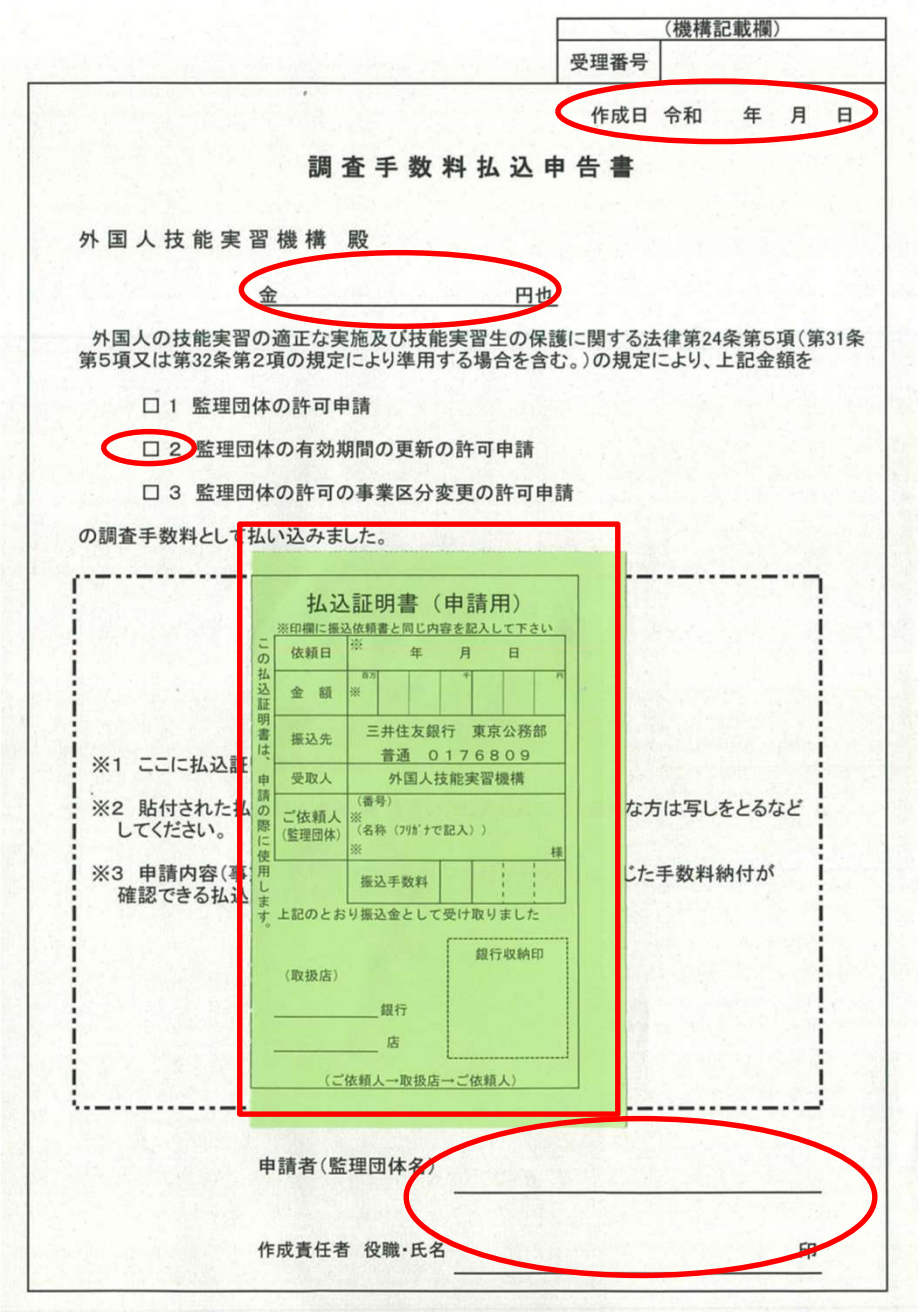

（機構記載欄）

受理番号

作成日　令和　　年　月　日

調査手数料払込申告書

外国人技能実習機構　殿

金　　円也

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第24条第5項（第31条第5項又は第32条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、上記金額を

□１　監理団体の許可申請

□２　監理団体の有効期間の更新の許可申請

□３　監理団体の許可の事業区分変更の許可申請

の調査手数料として払い込みました。

※1　ここに払込証

※2　貼付された払　　な方は写しをとるなど
してください。

※3　申請内容（事　　した手数料納付が
確認できる払込

払込証明書（申請用）

※印欄に振込依頼書と同じ内容を記入して下さい

依頼日	※　年　月　日
金　額	※　百万　千　円
振込先	三井住友銀行　東京公務部 普通　０１７６８０９
受取人	外国人技能実習機構
ご依頼人（監理団体）	（番号） ※ （名称（ﾌﾘｶﾞﾅで記入）） ※　様
振込手数料	

この払込証明書は、申請の際に使用します。

上記のとおり振込金として受け取りました

（取扱店）

銀行

店

銀行収納印

（ご依頼人→取扱店→ご依頼人）

申請者（監理団体名）

作成責任者　役職・氏名　　印

（ご申請前の重要なお知らせ）

監理団体と送出機関の不適切な関係について

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合（ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合）は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則も適用されます。

監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第２８条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第１１１条の規定により、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金の対象となります。

監理団体と送出機関の間で、技能実習生が日本で失踪などをした場合について、送出機関が監理団体に対して違約金等を支払う旨の契約がなされる場合については、下記説明のとおり、技能実習法の主務省令に違反するものであるため、技能実習計画の取消などの対象となります。

主務省令第10条第2項第６号ロでは「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習にあっては、申請者、監理団体、送出機関又は外国の準備機関）との間で、違約金等の制裁を定めていないこと」と規定されています。

これについては、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から、このような規定を置いています。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として実習実施者が送出機関に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定されます。